

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	◇ 告 示	ページ
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】		2
○ 令和2年10月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部 財産活用推進課】		6
	◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】		7

北九州市告示第 367 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 8 月 19 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 6 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 2 年 8 月 1 3 日	
	3 台	令和 2 年 8 月 2 5 日	
	5 台	令和 2 年 8 月 2 6 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 2 年 8 月 5 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	5 台	令和 2 年 8 月 1 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 9 台	令和 2 年 8 月 2 1 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 2 年 8 月 3 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 3 日	
	5 台	令和 2 年 8 月 5 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 1 1 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 1 2 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 1 7 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 1 8 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 1 9 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 2 4 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 2 6 日	
1 台	令和 2 年 8 月 2 8 日		

	1 台	令和 2 年 8 月 3 1 日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 8 月 2 5 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 2 年 8 月 2 0 日	八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 2 年 8 月 3 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	5 台	令和 2 年 8 月 6 日	
	4 台	令和 2 年 8 月 1 8 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 2 5 日	
	3 台	令和 2 年 8 月 2 8 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 1 4 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	令和 2 年 8 月 1 8 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 2 0 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 2 1 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 8 月 2 5 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 7 日	藤田自転車保管所
	1 台	令和 2 年 8 月 1 2 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 2 0 日	

J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 2 年 8 月 2 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 4 台	令和 2 年 8 月 1 8 日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 8 月 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 5 日	藤田自転車保管所
	1 台	令和 2 年 8 月 6 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 2 1 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 2 8 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 2 年 8 月 6 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
	1 台	令和 2 年 8 月 2 1 日	三六自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 8 月 2 6 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 8 月 4 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 7 日	
	1 台	令和 2 年 8 月 1 3 日	
	2 台	令和 2 年 8 月 3 1 日	

北九州市告示第368号

令和2年10月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和2年10月1日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町21番1号）

北九州市公営競技局公告第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月17日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年7月11日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,089万9,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため